

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東員町	八風バス株式会社	(1) 南北線 城山・笹尾系統	城山口	東員駅	北勢中 中央公園 口駅	復17.9km	361日	180.5回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:六把野	
	八風バス株式会社	(2) 南北線 三和・稲部系統	北勢中 中央公園 口駅	稲部小 学校	東員駅	往12.0km	361日	722回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:大木、鳥取	
	八風バス株式会社	(3) 南北線 城山・笹尾系統	東員駅	笹尾西 一丁目 南	北勢中 中央公園 口駅	復23.5km	361日	541.5回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:六把野	
	八風バス株式会社	(4) 南北線 笹尾・城山系統	北勢中 中央公園 口駅	城山口	東員駅	往23.8km	361日	722回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:六把野	
	八風バス株式会社	(5) 南北線 稲部・三和系統	東員駅	稲部小 学校	北勢中 中央公園 口駅	復10.0km	361日	722回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:大木、鳥取	
	八風バス株式会社	(6) 南北線 笹尾・城山系統	北勢中 中央公園 口駅	東員駅	城山口	往16.2km	361日	180.5回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:六把野	
	三岐鉄道株式会社	(7) 東部急行線	ネオポ リス	念仏橋	ネオポ リス	往11.9km 循環	361日	361回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:穴太	
	三岐鉄道株式会社	(8) 東部急行線	ネオポ リス	念仏橋	穴太駅	往7.8km	361日	180.5回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:穴太	
	三岐鉄道株式会社	(9) 東部急行線	穴太駅	東員駅	ネオポ リス	復8.3km	361日	180.5回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:穴太	
	三岐鉄道株式会社	(10) 東部線 ネオポリス・中上系統	東員駅	ネオポ リス	東員駅	往24.9km 循環	361日	722回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:穴太	
	三岐鉄道株式会社	(11) 東部線 ネオポリス・山田系統	東員駅	ネオポ リス	東員駅	循環 復25.1km	361日	1083回	○	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系 統:桑名阿下喜線 接続バス停:穴太	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東員町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13897
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
東員町地域公共交通計画	令和3年3月22日 (令和5年8月10日改定)	
東員町地域公共交通利便増進実施計画	令和5年8月10日	令和6年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
東員町	八風バス株式会社	1	(1)~(3) 南北線	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	29	R2.2	○		一括
	八風バス株式会社	2	(4)~(6) 南北線	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	29	R2.2	○		一括
	三岐鉄道株式会社	3	(7)~(11) 東部線 東部急行線	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	29	R3.2	○		一括
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。